

行為の制限に関する事項 (景観法第8条第2項第2号)

◆届出対象行為

景観計画区域全域を対象に、以下の開発行為を届出対象行為として設定します。

届出のあった行為に対し、次で定める景観形成基準に合致しない場合には勧告を行います。

千曲市美しいまちづくり景観条例に基づき、建築物の建築等及び工作物の建設等を特定届出対象行為として位置づけます。

1) 嬢捨地区 (景観形成重点地区)

行為の種類		届出を要する規模
建築物	新築、増築、改築または移転	延床面積が10㎡を超えるもの
	外観の変更	変更に係る面積が15㎡を超えるもの
工作物の新築等※1	煙突 鉄柱・木柱類 高架水槽・物見塔類 遊戯施設 等	高さ5mを超えるもの
	装飾塔・記念塔類 等	高さが5mまたは表示面積が3㎡を超えるもの
	擁壁・垣、さく、塀 等	高さが1.5mまたは長さが5mを超えるもの
	プラント類 自動車車庫 (建築物とならない機械式駐車装置) 貯蔵施設類 ごみ焼却場等処理施設※2 等	築造面積が10㎡を超えるもの
	電気供給・通信施設等※3	高さが8mを超えるもの
	太陽光発電施設	太陽光パネルの合計面積が20㎡を超えるもの
	貯水槽、その他	高さが5mまたは築造面積が10㎡を超えるもの
	自動販売機等	高さが1mを超えるもの
	仮設の建築物及び工作物の新築等※1	全て
	建築物または工作物の外観における公衆の関心を引くための形態その他の意匠 (以下「特定外観意匠」という。) の表示または掲出	表示面積が3㎡を超えるもの (掲出する物件については、高さが5mまたは表示面積が3㎡を超えるもの) 営利を目的とするもの (特定外観意匠の表示または掲出に限る。) 表示または掲出の期間が30日を超えるもの (特定外観意匠の表示または掲出に限る。)

行為の種類	届出を要する規模	
土地の形質の変更※4	面積が300㎡または生ずる法面・擁壁の高さが1.5mを超えるもの (注1)	
	農林漁業を営むため以外のもの	
	農地の整備、開墾	面積が1,000㎡を超えるもの (注2)
	用排水施設	幅員が1mを超えるもの
	農道、林道	幅員が2mを超えるもの
土石類の採取	地形の外観の変更に係る面積が300㎡または生ずる法面・擁壁の高さが1.5mを超えるもの (注1)	
屋外における物件の堆積または貯蔵	高さが3mまたは面積が100㎡を超えるもの	
	農林漁業を営むため以外のもの	
	堆積または貯蔵の期間が30日を超えるもの	
木竹の伐採等	農業目的以外の物品の集積	高さが1.5mまたは面積が50㎡を超えるもの
	高さ5mまたは伐採面積が300㎡を超えるもの	

2) その他地区

特定届出対象行為

行為の種類		届出を要する規模
建築物	新築、増築、改築若しくは移転	高さが13mを超えるもの 延床面積が1,000㎡を超えるもの
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替または色彩の変更	変更に係る面積が400㎡を超えるもの
工作物の建設等※5	煙突 鉄柱・木柱類 装飾塔・記念塔類 高架水槽・物見塔類 遊戯施設 等	高さが13mを超えるもの
	プラント類 自動車車庫 (建築物とならない機械式駐車装置) 貯蔵施設類 ごみ焼却場等処理施設※2 等	高さが13mを超えるもの 築造面積が1,000㎡を超えるもの
	擁壁・垣・さく・塀類 等	高さが3mを超えるもの 長さが20mを超えるもの
	電気供給・通信施設等※3	高さが20mを超えるもの
	太陽光発電施設	太陽光パネルの合計面積が1,000㎡を超えるもの

その他の届出対象行為

行為の種類	届出を要する規模
土地の形質の変更※4	面積が1,000㎡を超えるもの (注2)
	生じる法面・擁壁の高さが3mまたは長さが20mを超えるもの
土石類の採取・鉱物の掘採	面積が1,000㎡を超えるもの (注2)
	生じる法面・擁壁の高さが3mまたは長さが20mを超えるもの
屋外における物品の集積	堆積の高さが3mまたは面積が1,000㎡を超えるもの
建築物または工作物の外観における公衆の関心を引くための形態その他の意匠の変更 (注3) (以下、「特定外観意匠」という)	面積25㎡を超えるもの

※1 「新築等」：新築、増築、改築、移転または外観の変更。

※2 「プラント類」：コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの。

「貯蔵施設類」：飼料、肥料、石油、ガス等を貯蔵する施設。

「ごみ焼却場等施設」：汚物処理場、ごみ焼却場その他の廃棄物処理施設。

※3 「電気供給・通信施設等」：電気事業法 (昭和39年法律第170号) 第2条第9号に規定する「電気事業」のための施設または電気通信事業法 (昭和59年法律第86号) 第2号第1号に規定する「電気通信」のための施設。

※4 「土地の形質の変更」：都市計画法第4条第12項に規定する開発行為及び景観法施行令第4条第1項に規定する土地の形質の変更。

※5 「建設等」：新設、増築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替えまたは色彩の変更。

注1 同一事業者が隣接する地域において同時または異なる時点に行為を行う場合は、その合計面積が300㎡以上となるもの。

注2 同一事業者が隣接する地域において同時または異なる時点に行為を行う場合は、その合計面積が1000㎡以上となるもの。

注3 当該意匠がある状態が30日を超えて継続しないものを除く。